

平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究（指定）」（H28-政策-指定-006）

分担研究報告書

相対的剥奪による日本の貧困の実態把握と分析

研究分担者 大津 唯 埼玉大学

研究分担者 渡辺久里子 国立社会保障・人口問題研究所

要旨

目的: 本研究の目的は、我が国において金銭的指標による貧困の実態把握が進む一方で非金銭的指標の活用が遅れていることを踏まえ、代表的な非金銭的指標の一つである剥奪指標を用いた貧困の実態把握を行うことにある。

方法: 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2017 年）を用いて渡辺が行った課室内利用での再集計結果を活用して議論する。具体的には、個人ごとに算出した剥奪率の集計と、剥奪率を被説明変数としたトービット・モデルによる多変量回帰分析の結果に関する部分を用いる。

結果: ①所得が高いほど剥奪率は低いという明確な傾向にある。②所得の影響を統御してもなお一人親世帯の剥奪率が高く、一人親世帯は単なる所得水準の低さ以上に生活上の様々な困難に直面しやすい。

考察・結論: 所得と剥奪の関係や、一人親世帯の剥奪率の高さは、2003 年のデータを分析した阿部（2006）でも確認されているが、10 年以上経過してもなお、同様の状況にあることが本研究を通して確認された。また、所得水準の違いを統御してもなお世帯類型による剥奪率の違いが観察されたことは、所得データに基づく貧困の測定だけでは人々の生活の実質的な水準や困難を把握するのに不完全であることを示唆している。剥奪指標を用いた日本の貧困測定が今後継続的に実施されることを期待したい。

A 研究の目的

先進諸国における貧困の指標として最も代表的なのは、社会全体の等価可処分所得¹の中央値の 50%未満²の所得データを用いた相対的貧困率である（OECD 2016）。しかし、所得データを用いた貧困の測定は、簡

便かつ信頼性が高い点で実用性の高い指標である一方で、人々の生活の実質的な水準を把握するには不完全な方法である（阿部 2015）。

そのため、これを補完するものとして非金銭的な指標の開発が進められてきたが、

¹ 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割ることで世帯規模による相違を調整した個人単位のデータ

である。

² EU の公式統計では、中央値の 60%未満が相対的貧困と定義されている。

その代表的な指標の 1 つに「剥奪」(Deprivation) 指標がある³。剥奪は、社会における標準的な生活様式を享受するための資源が欠如している状態を指し、Townsend (1979)を嚆矢としてその測定が試みられてきた。現在は、欧州連合 (EU) が毎年実施している EU-SILC (EU Statistics on Income and Living Condition) において加盟 28 か国における剥奪の状況が調査され、それが EU の中期成長戦略である「欧州 2020 戦略」(EU2020) の指標に採用されるなど、国際的にもその活用が進んでいる。

翻って我が国においては、格差・貧困問題への関心が高まるなかで、2009 年に厚生労働省が相対的貧困率の公式発表を始めるなど、金銭的指標については近年その活用が進んできたところであるが、これに対し、剥奪を始めとする非金銭的指標については、一部の試行的な調査研究に限られている。

本研究は、このような状況を踏まえ、我が国における剥奪指標の構築に向けた基礎資料として、2017 年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「生活と支え合いに関する調査」を活用して、日本における剥奪の実態を明らかにするものである。

B 研究の方法

国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」(2017 年) を用いて渡辺が行った課室内利用での再集計結果を活用して議論する。具体的には、個人ごとに算出した剥奪率の集計と、剥奪率を被説明変数としたトービット・モデルによる多変量

³ 非金銭的指標のその他の代表例としては、剥奪の概念を発展させたより概念の広

回帰分析の結果に関する部分を用いる。

C 結果

主な結果は次の 2 点である。

第一に、所得が高いほど剥奪率は低いという明確な傾向が確認された。単純集計では、等価世帯所得が 0~99 万円の場合に剥奪率が 7.9%であるのに対し、等価世帯所得が 800 万円以上の場合の剥奪率は 0.7%で、7.2%ポイントの差があった。年齢、性別、世帯種類の違いを統御した多変量回帰分析でも、等価世帯所得階級が 0~99 万円である場合と比較して、等価世帯所得階級が 800 万円以上の場合、剥奪率が 7.1%ポイント低いと推定された。

第二に、20 歳未満の子がいる一人親世帯(二世帯)の剥奪率が顕著に高いことが確認された。単純集計では、一人親世帯の剥奪率は 13.7%で、他の世帯種類の剥奪率(3.1~5.6%)と大きな差があった。年齢、性別、所得水準の違いを統御した多変量回帰分析でもなお、一人親世帯の剥奪率が二人親世帯に比べて剥奪率が 3.8%ポイント高いと推定された。一人親世帯は単なる所得水準の低さ以上に生活上の様々な困難に直面しやすいと言える。

D 考察 E 結論

第一に、所得と剥奪の関係や、一人親世帯の剥奪率の高さは、2003 年のデータを分析した阿部(2006)でも確認されている。10 年以上経過してもなお、同様の状況にあることが本研究を通して確認されたと言える。

第二に、所得水準の違いを統御してもなお世帯類型による剥奪率の違いが観察され

い「社会的排除」(social exclusion) が挙げられる。

たことは、所得データに基づく貧困の測定だけでは人々の生活の実質的な水準や困難を把握するのに不完全であることを示唆している。冒頭で述べたように、金銭的指標による貧困の実態把握は近年進んできたところであるが、それを補完する非金銭的指標の活用は遅れている。今回利用した「生活と支え合いに関する調査」は5年毎に行う周期的な調査であり、剥奪指標を用いた日本の貧困測定が今後継続的に実施されることを期待したい。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H 知的財産権の出願・登録状況

なし

相対的剥奪による日本の貧困の実態把握と分析

大津唯（埼玉大学）・渡辺久里子（国立社会保障・人口問題研究所）

1. はじめに

先進諸国における貧困の指標として最も代表的なのは、社会全体の等価可処分所得⁴の中央値の50%未満⁵の所得データを用いた相対的貧困率である（OECD 2016）。しかし、所得データを用いた貧困の測定は、簡便かつ信頼性が高い点で実用性の高い指標である一方で、人々の生活の実質的な水準を把握するには不完全な方法である（阿部 2015）。

そのため、これを補完するものとして非金銭的な指標の開発が進められてきたが、その代表的な指標の1つに「剥奪」（Deprivation）指標がある⁶。剥奪は、社会における標準的な生活様式を享受するための資源が欠如している状態を指し、Townsend (1979)を嚆矢としてその測定が試みられてきた。現在は、欧州連合（EU）が毎年実施しているEU-SILC（EU Statistics on Income and Living Condition）において加盟28か国における剥奪の状況が調査され、それがEUの中期成長戦略である「欧州2020戦略」（EU2020）の指標に採用されるなど、国際的にもその活用が進んでいる。

翻って我が国においては、格差・貧困問題への関心が高まるなかで、2009年に厚生労働省が相対的貧困率の公式発表を始めるなど、金銭的指標については近年その活用が進んできたところであるが、これに対し、剥奪を始めとする非金銭的指標については、一部の試行的な調査研究に限られている。

本研究は、このような状況を踏まえ、我が国における剥奪指標の構築に向けた基礎資料として、2017年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「生活と支え合いに関する調査」を用いて渡辺が行った課室内利用での再集計結果を活用して、日本における剥奪の実態を明らかにするものである。

2. 先行研究

（1）剥奪指標の歴史

剥奪指標の歴史については、既に日本でも多くの文献で紹介されているが⁷、改めてその概要を整理すると次のようになる。

⁴ 等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割ることで世帯規模による相違を調整した個人単位のデータである。

⁵ EUの公式統計では、中央値の60%未満が相対的貧困と定義されている。

⁶ 非金銭的指標のその他の代表例としては、剥奪の概念を発展させたより概念の広い「社会的排除」（social exclusion）が挙げられる。

⁷ 小沼（1980）、柴田（1997）、平岡（2001）、阿部（2002）、橘木・浦川（2006）の第2章および第8章、阿部（2015）など。

冒頭で述べた通り、剥奪指標による貧困の測定を始めて行ったのはイギリスの P. Townsend である。Townsend は、それまでの貧困研究において主流であった絶対的基準に基づく貧困測定に代わる方法として、『所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く奨励または是認されている種類の食事をとったり、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要諸条件や快適さを得るために必要な生活資源を欠いている』（Townsend 1979: 31）⁸状態を「相対的剥奪」（Relative deprivation）と定義した。そして、1968～69年にイギリスにおいて、12分野 60項目から成る調査を実施した。そして、各分野から1項目ずつ、計 12項目（表 1）を選定し、12項目のうちあてはまる項目数を「相対的剥奪スコア」として示した。さらに、所得が一定水準を下回るとスコアが急増する「閾値」が存在することを示した。

しかし、Townsend によって最初に開発されたこの剥奪指標は、次の 2点で批判を受けた。第 1に、項目の選定が Townsend 自身によって設定されたものであり、恣意的であると指摘された。第 2に、標準的な生活様式を満たしていないことが、欠乏の結果なのか、それとも個人の選択の結果なのか、識別されていないことが指摘された。

こうした欠点を改善するために登場したのが、「合意に基づく方法」（Consensual method）のアプローチである⁹。このアプローチの嚆矢となる Mack and Lansley (1985)は、剥奪を『社会的に合意された必需品の強制的な欠如である』と定義したうえで、一般市民の 50%が「必要である」と認識している項目を「社会的必需項目」（Socially Perceived Necessities）として選定することで、剥奪指標の項目選択における恣意性を排除した¹⁰。さらに、このアプローチでは、「社会的必需項目」の欠如が、金銭的余裕がない、すなわち「強制的な欠如」（enforced lack）のためなのか、それとも選好に基づいた選択の結果のためなのかを明確に区別し、「強制的な欠如」の場合のみを剥奪に含めることとされた。これ以降、Consensual method は剥奪アプローチによる貧困測定の標準的手法として、発展してきた（Gordon and Pantazis 1997、Pantazis et al. 2006、Lansley and Mack 2015）。

（2）日本における研究

日本国内で初めて相対的剥奪の本格的な分析を行ったのは、阿部（2006）である。阿部（2006）は、全国の 20 歳以上の男女 2,000 人を対象とした「福祉に関する国民意識調査」（2003 年）と「社会生活調査」（同年）の結果を用いて「相対的剥奪率」を計測した。後に紹介するように、対象を特定の集団に限定した研究としては先駆けとなる研究があるが、全国規模ですべての人を対象として行ったのはこの研究が初となる。

⁸ 和訳は斉藤他（2014: 309）。

⁹ Townsend 自身も剥奪指標の改良を試みている（Townsend 1993）など。

¹⁰ とはいえ、50%以上の人が必要と回答したものを「社会的必需項目」であると定義すること自体にも恣意性は残る。これに対し、Halleröd (1997)は、50%を境界とせず、強制的に欠如された全ての項目の必要度を足し上げていく手法（Proportional deprivation index）を提案している。

その方法論は次の通りである。まず「福祉に関する国民意識調査」¹¹において、調査チームが選択した 28 項目について「現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生活するために全体に必要であるか」を尋ね、有効回答者の 50%が「必要である」と答えた 16 項目¹²を「社会的必需項目」とした(表 2)。次に、「社会生活調査」において「社会的必需項目」のそれぞれの項目が欠如しているか否かを尋ね、その結果をもとに次の式で定義された「相対的剥奪率」を算出した。

$$D_i = \frac{\sum_{j=1}^J W_j dij}{\sum_{j=1}^J W_j}$$

D_i = 個人*i*の剥奪指標 (Deprivation scale of person *i*)

W_j = 項目 *j* の普及率¹³

dij = 項目*j* を個人*i* が所有している場合は 1, していない場合は 0

この計算式は Whelan et al. (2002)、Apospori and Millar (2003)に従い、単純に剥奪されている項目を足し合わせるのではなく、普及率によってウェイト付けをしたうえでその和を求め、さらに 0 から 1 の値を取るよう標準化されている。

こうして算出された「相対的剥奪率」は 34.9%であった。これを属性別にみると、「低所得世帯」¹⁴が 50.3%、世帯主年齢別では 20 歳代が高く 52.6%、世帯類型別では単身世帯が 56.8%、傷病世帯が 61.2%、母子世帯が 73.7%という結果であった。

なお、阿部 (2006) は、相対的剥奪状況であるか否かのダミー変数 (相対的剥奪率が 0 である場合が 0、0 を超える場合が 1) を被説明変数としたロジスティック回帰分析も行っている。しかし、「福祉に関する国民意識調査」の調査項目は、『調査項目数を最小限に抑えるため、すでに普及率 (達成率) が 100%に近いと考えられる項目は削除され』(後藤他 2004: 393)、『ほぼ 100%の人々が「絶対に必要」と答えるであろうと想定される項目についても削除された』(同)、最低限の生活よりも『やや高い生活水準を保証する項目』(橘木、浦川 2006: 293) である。したがって、そのような性質の 16 項目のうちいずれか 1 つの項目でも剥奪されていればその個人を相対的剥奪状況にあるとの定義は、かなり緩いものであることに注意する必要がある。

既述の通り剥奪指標は非金銭的指標であるが、これと金銭的指標である所得の相対的貧困率との重なりを分析した研究も行われている。Saunders and Abe (2010)は、日本とオーストラリアの 2 か国を比較しながら、相対的貧困率、剥奪指標、両指標の重なりを、世帯類

11 「福祉に関する国民意識調査の詳細については、後藤他 (2014)、阿部 (2004) で詳しく報告されている。

12 阿部 (2004) では有効回答者の 50%が「必要である」と答えたのは 28 項目中 17 項目となっているが、「友人・家族・親戚に会うための交通費」は「社会生活調査」の調査票設計段階で削除されたということである (阿部 2006 の脚注 8)。

13 普及率の計算から、その人の選択の結果として所有していない場合は省かれる。

14 ここで低所得世帯は、世帯等価所得が中央値の 50%以下の世帯と定義されている。

型別に示している。その結果、いずれの指標を用いても、単身世帯や一人親世帯の貧困リスクが高いことを確認している。

特定の集団を対象を限定した調査研究に広げると、多くの研究が行われていることが分かる。平岡（2001）と斉藤他（2014）は65歳以上の高齢者を、阿部（2008）は子どものいる世帯を、岩田・濱本（2004）は若年女性を、山田（2013）はホームレス経験者を、それぞれ対象としている。それぞれの研究の概要は、阿部（2006）も含めて刊行年順に一覧表にまとめた（表3）¹⁵。

以上は剥奪指標による貧困測定自体を目的とした研究であるが、剥奪指標と他の指標との関係を調べた応用分析も行われている。橘木・浦川（2006）は生活満足度との関係を、Kondo et al.（2014）は高齢者の主観的健康観との関係を、それぞれ分析している。

3. 分析の枠組み

国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2017年）を用いて渡辺が行った課室内利用での再集計の枠組みは、以下の通りである。

（1）データ

国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2017年）は、厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」で全国を対象に設定された調査地区（1,106地区）内から無作為に選ばれた調査地区（300地区）内に居住する世帯主および18歳以上の個人を対象として、2017年7月1日現在の世帯の状況（世帯票）および個人の状況（個人票）について調査したものである。世帯票の調査客体数と有効回収率はそれぞれ16,341世帯、63.5%、個人票の調査客体数と有効回収率はそれぞれ26,383人、75.0%である。

分析にあたっては、世帯票と個人票のデータを突合し、個人単位のデータセットを構築した。分析に用いる変数が欠損している客体は、分析対象から除外した。残されたサンプルサイズは14,364であった。

（2）分析の枠組み

再集計における分析では、個人ごとに算出した剥奪率を被説明変数としたトービット・モデルによる回帰分析を行った。剥奪率の定義は後述のように0から1を取る値であるが、0及びその近傍に固まっているため、左側が0で打ち切られた変数であると仮定した。

剥奪率の定義は、阿部（2006）に従って次のように定義した。

¹⁵ この他、社会生活に関する調査検討会（2003）が生活保護世帯と「一般低所得世帯」（世帯人員別にみた収入階級第1五分位の世帯）を対象とした調査を行っているが、必ずしも相対的剥奪の概念と測定方法に基づいたものではないため、本稿では割愛している。同調査については、中川（2004）も参照されたい。

$$D_i = \frac{\sum_{j=1}^j W_j d_{ij}}{\sum_{j=1}^j W_j}$$

D_i =個人*i*の剥奪率 (Deprivation scale of person *i*)

W_j =項目 *j* の普及率¹⁶

d_{ij} =項目*j* を個人*i* が所有している場合は1, していない場合は0

剥奪指標の構築に用いる項目とその普及率の一覧は表4の通りである。

説明変数は次の通りである。

まず、個人の基本的な属性として、年齢及び性別に関する変数を用いた。年齢は調査時点の年齢の連続変数、性別は女性=1、男性=0をとる女性ダミーである。

次に、世帯類型として、以下①～⑨の9区分のカテゴリー変数を用いた。なお、「子」の定義は20歳未満の世帯員、基準カテゴリーは⑦の「⑦ 有子の二世帯世帯(二人親世帯)」である。

- ① 単身世帯(高齢者)
- ② 単身世帯(非高齢者)
- ③ 夫婦世帯(高齢者のみ)
- ④ 夫婦世帯(非高齢者あり)
- ⑤ 無子のその他世帯
- ⑥ 有子の三世帯世帯
- ⑦ 有子の二世帯世帯(二人親世帯)
- ⑧ 有子の二世帯世帯(一人親世帯)
- ⑨ 有子のその他世帯

最後に、所得に関する説明変数として、等価世帯所得¹⁷(階級値)を用いた。階級は「0-99万円」「100-199万円」「200-299万円」「300-399万円」「400-499万円」「500-599万円」「600-699万円」「700-799万円」「800万円以上」の9段階である。

以上により、年齢・性別といった基本的な属性の他、世帯類型や所得水準の違いによる剥奪率の違いについて分析する。

4. 分析結果

(1) 基礎的集計

①項目別の剥奪率・普及率

表4は項目別の剥奪率(各項目について剥奪されていると回答した人の割合)と普及率

¹⁶ 脚注9に同じ。

¹⁷ 等価世帯所得は、世帯人員数を調整した世帯所得の金額。ここでは一般的な方法に従って、世帯所得を世帯人員数の平方根で除した値として定義している。

の一覧である。剥奪率が最も高いのは「年に一度の旅行」の 24.4%で、他の項目と比べて際立って高い。その他、「食事が買えない経験」、「衣服が買えない経験」、「家族のためでなく、自分のために使えるお金」、「予期せぬ支出への対応」の各項目がいずれも 10%台前半で、比較的高い数値であった。

また普及率については、ほとんどの項目が 90%代後半である。ただし、剥奪率の高い項目ほど普及率が低い傾向にあり、剥奪率の最も高い「年に一度の旅行」は普及率が 71.0%、次に剥奪率の高い「予期せぬ支出への対応」は 85.0%であった。

②剥奪されている項目数

表 5 は、実際に剥奪されている項目の数（項目は全部で 22）の分布を示したものである。まず、項目数が 0、すなわち 1 つも剥奪されている項目が無い人の割合は 62.6%であり、大半を占めていた。また、項目数が 1 の人の割合は 15.0%、項目数が 2 の人の割合は 7.2%、項目数が 3 の人の割合は 4.7%で、ここまでの累積比率は 89.6%であった。すなわち、全体の約 6 割は剥奪されている項目が 1 つも無く、また全体の約 3 割は剥奪されている項目があるが、3 項目以下であるということになる。一方で、残る約 1 割は剥奪が 4 項目以上あり、10 項目以上の人も全体の 1%程度いた。

③属性別の剥奪率

表 6 は属性別の剥奪率を示したものである。まず、サンプル全体の平均剥奪率は 4.6%である。年齢階級別では最も剥奪率が高いのが 18~24 歳の 6.1%、最も低いのは 80 歳以上の 3.3%である。おおむね年齢が上がるほど剥奪率は低下する傾向にある。

男女別では男性の平均剥奪率が 4.6%、女性の平均剥奪率が 4.7%である。t 検定を行ったところ、有意差は検出されなかった。

世帯類型別では、最も剥奪率が高いのが有子の 18 一人親世帯の 13.7%で、他の世帯類型では 3.1~5.6%であるのに比べて顕著に高い。最も剥奪率が低いのは高齢者のみの夫婦世帯（3.1%）、次に剥奪率が低いのは非高齢者のいる夫婦世帯（3.6%）で、夫婦世帯は相対的に剥奪率が低い傾向にある。

等価世帯所得階級別では、階級が上がるほど剥奪率が低下する傾向が顕著である。等価世帯所得が 0~99 万円の場合は剥奪率が 7.9%であるが、800 万円以上の場合は 0.7%で、7.2%ポイントの差があった。

(2) 回帰分析

表 7 はトービット・モデルによる剥奪率の回帰分析の結果である。有意水準は 5%とする。

まず、個人の基本的な属性である年齢と女性ダミーの係数は、いずれも有意に負である。

18 ここで「子」の定義は 20 歳未満の子である。以下同じ。

しかし、限界効果はそれぞれ-0.03%、-0.24%であり、剥奪率に与える影響はほとんど無い。

世帯類型の影響については、有子の二人親世帯と比較して、単身世帯や夫婦世帯の剥奪率が有意に低い一方、有子の三世帯世帯と一人親世帯の剥奪率は有意に高いことが観察された。特に、一人親世帯は、二人親世帯に比べて剥奪率が 3.8%ポイント高いと推定されている。ここでは所得の影響が統御されているので、仮に所得水準が同程度であったとしても、二人親世帯より一人親世帯の方が剥奪状態に陥りやすいということになる。一般に一人親世帯は低所得の状態に陥りやすいことが知られているが、一人親世帯は単なる所得水準の低さ以上に生活上の様々な困難に直面しやすいと言える。この点は、一人親世帯を対象とした様々な支援の必要性を支持するものであると考えられる。

所得の影響については、年齢や性別、世帯類型の条件に関わらず、等価世帯所得の階級が上がるほど剥奪率が低下する顕著な傾向が観察された。等価世帯所得階級が 0～99 万円である場合と比較して、等価世帯所得階級が 800 万円以上の場合、剥奪率が 7.1%ポイント低いと推定された。

6. まとめ

本研究では、我が国における剥奪指標の構築に向けた基礎資料として、国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」(2017年)を用いて渡辺が行った課室内利用での再集計結果を活用して、日本における剥奪の実態について検討した。

主な結果は次の2点である。

第一に、所得が高いほど剥奪率は低いという明確な傾向が確認された。単純集計では、等価世帯所得が 0～99 万円の場合に剥奪率が 7.9%であるのに対し、等価世帯所得が 800 万円以上の場合の剥奪率は 0.7%で、7.2%ポイントの差があった。年齢、性別、世帯類型の違いを統御した多変量回帰分析でも、等価世帯所得階級が 0～99 万円である場合と比較して、等価世帯所得階級が 800 万円以上の場合、剥奪率が 7.1%ポイント低いと推定された。

第二に、20歳未満の子がいる一人親世帯(二世帯)の剥奪率が顕著に高いことが確認された。単純集計では、一人親世帯の剥奪率は 13.7%で、他の世帯類型の剥奪率(3.1～5.6%)と大きな差があった。年齢、性別、所得水準の違いを統御した多変量回帰分析でもなお、一人親世帯の剥奪率が二人親世帯に比べて剥奪率が 3.8%ポイント高いと推定された。一人親世帯は単なる所得水準の低さ以上に生活上の様々な困難に直面しやすいと言える。

以上の分析結果を踏まえた上で、以下2点を指摘したい。

第一に、所得と剥奪の関係や、一人親世帯の剥奪率の高さは、2003年のデータを分析した阿部(2006)でも確認されている。10年以上経過してもなお、同様の状況にあることが本研究を通して確認されたと言える。

第二に、所得水準の違いを統御してもなお世帯類型による剥奪率の違いが観察されたことは、所得データに基づく貧困の測定だけでは人々の生活の実質的な水準や困難を把握するのに不完全であることを示唆している。冒頭で述べたように、金銭的指標による貧困

の実態把握は近年進んできたところであるが、それを補完する非金銭的指標の活用は遅れている。今後、「生活と支え合いに関する調査」によって剥奪指標による貧困の実態把握が継続的になされることを期待したい。

参考文献

- Apospori, Eleni, and Jane Millar (eds.) (2003) *The dynamics of social exclusion in Europe : comparing Austria, Germany, Greece, Portugal and the UK*, Edward Elgar.
- Gordon, David, and Christina Pantazis (eds.) (1997) *Breadline Britain in the 1990s*, Ashgate.
- Kondo, Naoki, Masashige Saito, Hiroyuki Hikichi, Jun Aida, Toshiyuki Ojima, and Katsunori Kondo, Ichiro Kawachi (2015) “Relative deprivation in income and mortality by leading causes among older Japanese men and women: AGES cohort study,” *Journal of Epidemiology and Community Health*, 69(7): 680-685.
- Halleröd, B., Bradshaw, J. and Holmes, H. (1997) “Adapting the consensual definition of poverty” in Gordon, D. and Pantazis, C., *Breadline Britain in the 1990s*, Aldershot: Ashgate.
- Lansley, S. and Mack, J. (2015) *Breadline Britain - the rise of mass poverty*. Oneworld Publications.
- Mack, J. and S. Lansley (1985), *Poor Britain*, London: Allen and Unwin.
- OECD (2016) *Society at a Glance 2016*, Paris: OECD publishing.
- Pantazis, C., Gordon, D. and Levitas, R. (2006), *Poverty and Social Exclusion in Britain*, Bristol: The Policy Press.
- Saunders, Peter, Aya Abe (2010) “Poverty and Deprivation in Young and Old: A Comparative Study of Australia and Japan”, *Poverty & Public Policy*, 2(1):67-97.
- Townsend, P. (1979) *Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane and Penguin Books.
- Townsend, P. (1993) *The International Analysis of Poverty*, Harvester Wheatsheaf.
- Whelan, Christopher T, Richard Layte, Bertrand Maître, and Brian Nolan (2002) “Income and Deprivation Approaches to the Measurement of Poverty in the European Union” in Ruud J.A. Muffels, Panos Tsakloglou, and David G. Mayes (eds.), *Social exclusion in European welfare states*, Edward Elgar, pp.183-201.
- 阿部彩 (2002) 「貧困から社会的排除へ:指標の開発と現状」『海外社会保障研究』(141): 67-80。
- 阿部彩 (2004) 「補論「最低限の生活水準」に関する社会的評価」『季刊社会保障研究』39(4): 403-414。
- 阿部彩 (2006) 「相対的剥奪の実態と分析:日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会

- 政策学会編『社会政策学会誌』(16): 251-275。
- 阿部彩 (2008)「日本における子育て世帯の貧困・相対的剥奪と社会政策」『社会政策学会誌』(19): 21-40。
- 阿部彩 (2015)「貧困と社会的排除の測定」『社会と調査』(14): 12-19。
- 岩田正美・濱本知寿香 (2004)「デフレ不況下の「貧困の経験」樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況』日本経済新聞社、第8章、pp.203-233。
- 後藤玲子・阿部彩・橘木俊詔・八田達夫・埋橋孝文・菊池馨実・勝又幸子 (2004)「現代日本社会において何が<必要>か?—『福祉に関する意識調査』の分析と考察—」『季刊社会保障研究』39(4): 389-402。
- 小沼正 (1981)「貧困測定における新しい手法—P. Townsend の'68年貧困調査」『季刊社会保障研究』16(3): 42-52。
- 斉藤雅茂・近藤克則・近藤尚己・尾島俊之・鈴木佳代・阿部彩 (2014)「高齢者における相対的剥奪の割合と諸特性：JAGES プロジェクト横断調査より」『季刊社会保障研究』50(3): 309-323。
- 柴田謙治 (1997)「イギリスにおける貧困問題の動向—「貧困概念の拡大」と貧困の「基準」をめぐって—」『海外社会保障研究』(118): 4-17。
- 社会生活に関する調査検討会 (2003)『社会生活に関する調査・社会保障生計調査報告書』。
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会。
- 中川清 (2004)「貧困の性格変化と社会生活の困難さ—「社会生活に関する調査」の意義—」『季刊社会保障研究』39(4): 354-370。
- 平岡公一編 (2001)『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会。
- 山田壮志郎 (2013)「ホームレス状態の解消と持続する排除：社会的包摂志向のホームレス対策に向けて」『日本福祉大学社会福祉論集』(128): 51-65。

表 1 Townsend(1979)の相対的剥奪指標の項目

1. 過去 12 ヶ月間に 1 週間の休暇を家の外で過ごしていない。
2. (大人のみ) 過去 4 週間に親類または友人を家に招き、食事もしくは軽食をとったことがない。
3. (大人のみ) 過去 4 週間に親類または友人の家を訪ね、食事もしくは軽食をとったことがない。
4. (15 歳未満の子供のみ) 過去 4 週間の間に友人を家に呼んで遊んだりお茶を飲んだりしたことがない。
5. (15 歳未満の子供のみ) 前回の誕生日にパーティーを開かなかった。
6. 過去 2 週間の間に娯楽のために午後または晩に外出したことがない。
7. 1 週間に 4 日以上新鮮な肉 (外食をふくむ。ソーセージ・ベーコン・ハムなどを除く) を食べることがない。
8. 過去 2 週間に、料理された食事を食べない日が 1 日以上あった。
9. 「1 週間のうちほとんどの日に、料理された朝食 (ベーコンエッグなどを含む) をとっている」ということがない。
10. 家には冷蔵庫がない。
11. 「通常 (4 回のうち 3 回以上) 日曜日に、大きな肉片を食べる」ということがない。
12. 家の中に次の 4 種の室内設備のいずれかがない (教養設備を除く) ……水洗トイレ / 流しまたは洗面台、および水の出る蛇口 / 固定された風呂またはシャワー / ガスまたは電子レンジ

(注) 和訳は平岡 (2001: 154-155) をもとに一部修正して作成した。

(出所) Townsend (1979: 250)、平岡 (2001: 154-155) より筆者作成。

表 2 阿部（2006）で相対的剥奪指標の構築に用いられた社会的必需項目

設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子レンジ ・ 冷暖房機器（エアコン、ストーブ、こたつ等） ・ 湯沸器（電気温水器等含む）
社会生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親戚の冠婚葬祭への出席（祝儀・交通費を含む） ・ 電話機（ファックス兼用含む） ・ 礼服 ・ 1年に1回以上新しい下着を買う
保障	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医者にかかる ・ 歯医者にかかる ・ 死亡・障害・病気などに備えるための保険（生命保険、障害保険など）への加入 ・ 老後に備えるための年金保険料 ・ 毎日少しずつでも貯金ができること
住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族専用のトイレ ・ 家族専用の炊事場（台所） ・ 家族専用の浴室 ・ 寝室と食卓が別の部屋

（出所）阿部（2006）。

表3 日本国内における相対的剥奪指標の調査研究一覧

	平岡 (2001)	岩田・濱本 (2004)	阿部 (2006)
【剥奪指標に関する研究概要】			
分析対象	高齢者	若年女性	全国の20歳以上の男女
指標の構築方法	20項目のリストの中で、欠如している項目数	保有率の高い耐久消費財の所有、貯蓄や民間保険制度、クレジットカードや消費者信用、年金・健康保険などの社会制度の利用、趣味や娯楽にあてる時間、心を打ち明けられる友人についての12項目	普及率によるウェイト付けをした剥奪状態にある項目の和を普及率の和で除した値を「相対的剥奪率」として算出。
主な結果	サンプルの80%がいずれかの項目を欠いている	10前後が3項目以上で「なし」。	相対的剥奪率は34.9%。世帯所得が500万円を下回ると急激に悪化。
【使用した調査について】			
調査名	中高年の生活実態と老後意識に関するアンケート	消費生活に関するパネル調査	①福祉に関する国民意識調査 (予備調査) ②社会生活調査 (本調査)
調査年	1996年	A. 1993～2002年度 B. 1997～2002年度	①2002年度 ②2003年度
実施主体	-	家計経済研究所	国立社会保障・人口問題研究所
調査対象	無作為に抽出された東京都23区の高齢者 (65歳以上)の男女1000人	A. 2002年時点で35歳から44歳の女性 B. 2002年時点で29歳から34歳の女性	①層化2段無作為抽出法によって抽出された全国の20歳以上の男女2,000人 ②無作為抽出された全国の20歳以上の男女2,000人
回答者数 (回答率)	654人 (65.4%) (代理回答含む) 585人 (58.5%) (本人回答のみ)	-	①1,350人 (67.5%) ②1,520人 (76%)
調査方法	訪問による面接調査。なお、一部の回答に対して家族による代理回答を認めた。	-	①調査チームが選択した28項目について「現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生活するために絶対に必要であるか」を質問。有効回答者の50%が「必要である」と答えた16項目を「社会的必需項目」と定義。 ②「社会的必需項目」のそれぞれの項目について、回答者が経済的理由で満たせない状態にあるかどうかを質問。

表3 日本国内における相対的剥奪指標の調査研究一覧（つづき）

	阿部（2008）	山田（2013）	斉藤他（2014）
【剥奪指標に関する研究概要】			
分析対象	12歳以下の子どものいる世帯	ホームレス経験のある生活保護受給者	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者
指標の構築方法	子どもの生活水準に関わる15項目のそれぞれについて、欠如している場合に1、それ以外の場合に0をとるダミー変数の和を「子どもの剥奪指標」として算出。	阿部（2006）に同じ。	既存の指標を参考に14項目を設定
主な結果	子どもの剥奪指標は400万円～500万円を閾値として急激に悪化。	分析対象者の剥奪スコアは阿部（2006）に比べて大きかった。	高齢者の27.6%がいずれかの項目に、13.0%が複数の項目に該当していた。また、高齢者がいる世帯では等価所得が200万円未満ないし150万円未満という状態になると相対的剥奪状態へのリスクが急激に高まっていた。 貨幣的な貧困よりも相対的剥奪の方が健康度の低さと密接に関連している。
【使用した調査について】			
調査名	①福祉に関する国民意識調査（予備調査） ②社会生活調査（本調査）	アパートなどで生活している人への支援に関するアンケート	日本老年学的評価研究（JAGES）プロジェクト調査
調査年	①2003年 ②2003年	2009年	2010～2012年
実施主体	国立社会保障・人口問題研究所	筆者の独自調査	-
調査対象	①層化2段無作為抽出法によって抽出された全国の20歳以上の男女2,000人 ②無作為抽出された全国の20歳以上の男女2,000人	名古屋市内でホームレス支援活動を行っている「笹島診療所」に支援記録のある人のうち、アパート生活に移行し、笹島診療所がアパート生活者向けに発行しているニュースレターを送付している327名	全国12都道府県31市町村における要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者169,215名
回答者数（回答率）	①1,350人（67.5%） ②1,520人（76%）	116人（36.4%）	112,123人（66.3%）
調査方法	①調査チームが選択した子どもの生活水準に関わる項目15項目について「現在の日本の社会において、ある家庭が普通に生活するために絶対必要であるか」を質問。 ②50%以上が「必要である」と回答したのは3項目しかなかったため、予備調査の全項目について、回答者が経済的理由で満たせない状態にあるかどうかを質問。	○1次調査：あらかじめ用意した会場に回答者に集合してもらっての面接調査 ○2次調査：1次調査に集合できなかった対象者の自宅を調査員が訪問しての面接調査	郵送調査

表4 項目別の剥奪率・普及率

項目名	剥奪率	普及率
食事が買えない経験	11.0%	-
1日おきに、肉、魚、またはそれに相当するものが食べられる	1.4%	98.0%
衣服が買えない経験	12.4%	-
受診できなかった経験	0.0%	-
必要な時に医者にかかれること	1.7%	98.0%
必要な時に歯医者にかかれること	2.4%	97.0%
風邪薬・鎮痛剤・塗り薬などの市販薬が買える	1.3%	98.0%
バスや電車の料金	0.8%	99.0%
自動車	2.5%	97.0%
洗濯機	0.2%	98.0%
カラーテレビ	0.1%	97.0%
電話	0.1%	-
家族人数分のベッドまたは布団	0.4%	98.0%
火災報知器	3.1%	95.0%
部屋の温度調節	3.4%	95.0%
家賃等の支払い	6.8%	-
就職・仕事用のスーツ	1.5%	98.0%
親戚の冠婚葬祭への出席	2.7%	97.0%
年に一度の旅行	24.4%	71.0%
家族のためでなく、自分のために使えるお金	11.7%	97.0%
予期せぬ支出への対応	13.6%	85.0%
生命保険等	6.5%	98.0%

(注) 普及率が「-」となっているのは、「必要が無い」ために所持(経験)していない場合をデータから把握できない項目である。全体の剥奪率を計算する際には、普及率が100%であると見なしている。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」(2017年)を用いて渡辺が行った課室内利用での再集計結果。

表 5 剥奪されている項目数の分布

項目数	観測値数	割合 (%)	累積比率 (%)
0	8,994	62.6	62.6
1	2,156	15.0	77.6
2	1,033	7.2	84.8
3	680	4.7	89.6
4	465	3.2	92.8
5	320	2.2	95.0
6	242	1.7	96.7
7	143	1.0	97.7
8	95	0.7	98.4
9	71	0.5	98.9
10	60	0.4	99.3
11	32	0.2	99.5
12	26	0.2	99.7
13	19	0.1	99.8
14	16	0.1	99.9
15	4	0.0	99.9
16	7	0.1	100.0
19	1	0.0	100.0
計	14,364	100.0	100.0

(注) 項目は全部で 22 ある。

(出所) 表 4 に同じ。

表6 属性別の剥奪率

	観測値数	剥奪率
全体	14,364	4.6%
【年齢階級別】		
18-24歳	902	6.1%
25-29歳	711	5.2%
30-34歳	953	4.7%
35-39歳	1,115	5.4%
40-44歳	1,288	5.3%
45-49歳	1,333	5.2%
50-54歳	1,166	4.6%
55-59歳	1,228	3.9%
60-64歳	1,347	4.0%
65-69歳	1,590	3.9%
70-74歳	1,074	4.6%
75-79歳	774	4.1%
80歳以上	883	3.3%
【男女別】		
男性	7,001	4.6%
女性	7,363	4.7%
【世帯類型別】		
単身世帯（高齢者）	620	4.9%
単身世帯（非高齢者）	923	5.2%
夫婦世帯（高齢者のみ）	1,625	3.1%
夫婦世帯（非高齢者あり）	1,781	3.6%
無子のその他世帯	5,120	4.5%
有子の三世帯世帯	863	5.6%
有子の二世帯世帯（二人親世帯）	3,199	5.2%
有子の二世帯世帯（一人親世帯）	211	13.7%
有子のその他世帯	22	4.3%
【等価世帯所得階級別】		
0-99万円	2,016	7.9%
100-199万円	2,875	7.4%
200-299万円	3,663	4.5%
300-399万円	2,481	3.0%
400-499万円	1,611	1.8%
500-599万円	805	1.9%
600-699万円	382	0.9%
700-799万円	228	0.9%
800万円以上	303	0.7%

（出所）表4に同じ。

表7 剥奪率の回帰分析の推定結果

変数名	係数	限界効果	P値
年齢	-0.0009 [0.0001]	-0.0003 [0.0000]	0.000
女性ダミー	-0.0070 [0.0035]	-0.0024 [0.0012]	0.050
世帯類型（基準：有子の二世帯世帯（二人親世帯））			
単身世帯（高齢者）	-0.0369 [0.0103]	-0.0121 [0.0032]	0.000
単身世帯（非高齢者）	-0.0170 [0.0080]	-0.0059 [0.0027]	0.029
夫婦世帯（高齢者のみ）	-0.0657 [0.0079]	-0.0198 [0.0022]	0.000
夫婦世帯（非高齢者あり）	-0.0280 [0.0067]	-0.0095 [0.0022]	0.000
無子のその他世帯	0.0070 [0.0050]	0.0026 [0.0018]	0.154
有子の三世帯世帯	0.0416 [0.0077]	0.0172 [0.0034]	0.000
有子の二世帯世帯（一人親世帯）	0.0830 [0.0135]	0.0381 [0.0074]	0.000
有子のその他世帯	-0.0933 [0.0501]	-0.0257 [0.0097]	0.008
等価世帯所得階級（基準：0-99万円）			
100-199万円	-0.0074 [0.0057]	-0.0039 [0.0030]	0.199
200-299万円	-0.0675 [0.0056]	-0.0310 [0.0027]	0.000
300-399万円	-0.1148 [0.0063]	-0.0467 [0.0027]	0.000
400-499万円	-0.1605 [0.0075]	-0.0579 [0.0027]	0.000
500-599万円	-0.1879 [0.0100]	-0.0629 [0.0028]	0.000
600-699万円	-0.2240 [0.0147]	-0.0680 [0.0029]	0.000
700-799万円	-0.2587 [0.0213]	-0.0714 [0.0029]	0.000
800万円以上	-0.2547 [0.0183]	-0.0711 [0.0028]	0.000
定数項	0.0745 [0.0078]		
Number of observation	14364		
Left-censored	8994		
Pseudo R2	0.2293		
Log likelihood	-2859.3		

（注）括弧内は標準誤差。

（出所）表4に同じ。